

第3回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年6月21日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所2階会議室

3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 15名

1番 保坂正雄

3番 切替三夫

4番 奥野元好

5番 地引正和

6番 注連野千佳代

7番 有原敏夫

8番 若林豊

9番 渡邊美代子

10番 露崎春雄

11番 山口武夫

12番 中川喜一郎

13番 小泉勝彦

14番 山口勝久

15番 関根芳夫

16番 石塚康夫

5 欠席委員 1名

2番 石渡正明

6 出席事務職員 4名

菊池事務局長

在原副参事

高品副主査

石井副主査

開 会

平成28年6月21日午後3時00分 開会

○議長（地引正和君） では、ただいまより第3回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員から欠席の連絡がありました。

議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 次に、議事録署名人の指名を行います。

6番、注連野千佳代委員、9番、渡邊美代子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年6月6日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、農地を相続で取得しましたが、労働力不足のため管理できないことから、売りたいとのこと。譲り受け人は、作付面積をふやし、農業経営を拡大したいとのこと。申し出に応じるとのことでした。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、神納字前萩原です。現地を確認したところ、現地は畑で管理されておりました。

総会資料3ページから4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、申告書に記載がありますが、そのほかにトラクター、田植機は近隣の方から借用し、もみすり乾燥等についても同じく近隣の方に作業委託をしているとのこと。よって、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で480日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましても、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

6月の14日に代理人の 事務所の さんと○ さんのお母さんの さんと3人で午前10時半より現地を見ました。先ほど事務局が申し上げたとおりに、現地はきれいに整理されておりました。一応話を聞いたところ、非常に農業に意欲がありまして、今後もきれいに耕作していきたいということでございましたので、報告させていただきます。

次に、住所地の担当地区委員として意見を求めます。

4番、奥野元好委員。

○4番（奥野元好君） 4番の奥野です。6月13日の午後に申請人の さんのお母さん、 さんから申請内容についての説明がありましたので、ご報告いたします。

農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりでございます。

現在お母さんの さんがメインで農作業をしていますが、手が足りないときは一部作業を近隣の農家さんに委託するなどして農業をしているとのことでした。来年からは、息子の さん、申請人ですが、会社を退職し、農業に従事するようになるので、農業をしっかりやっていくとのことでした。私が見る限りでは、特に問題ないと思います。皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○9番（渡邊美代子君） 済みません。 さんの世帯員の中に入っている○ さん、外1、外2、というのは一体何なのですか。

○議長（地引正和君） 事務局、どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。こちらのところ、システム上の都合でこのように入っているのですが、ここのところは気にしないで世帯員のところは見ていただきたいと思います。済みません。

○議長（地引正和君） システムのふぐあい。

○事務局（高品吉朗君） 本来ここに外何名というのは上がらないはずなのですが……。

○事務局長（菊池 博君） ちょっとシステムのふぐあいで、ここの表示、 外1名あるいは2名となっておりますが、こちら誤りのようです。申しわけありません。削除していただければ。

○議長（地引正和君） 渡邊委員、いいですか。

○9番（渡邊美代子君） はい、ちょっと初めて見たので。

○議長（地引正和君） 在原さん。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。大変申しわけないのですけれども、さっき言ったとおり、繰り返しになってしまうのですが、現在システムのほう更新作業をやっている最中もありまして、本来その部分名前だけしか出ない指示をしてあるはずなのですけれども、そのシステムのほうからこの議案関係とか台帳関係というのを出すのですが、本来この外1というのは出ることがない言葉なのですけれども、表示されてしまって、消しておけばよかったのですけれども、ちょっとそこ消し忘れてしましまして、単純にこれ本来出てきてはいけないものというか、ない部分が出てしまったということで、済みません、ご了承いただきたいと思います。

○議長（地引正和君） そういことですので、よろしくどうぞお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

どうぞ。

○14番（山口勝久君） 14番の山口勝久です。ちょっと細かいあれで申しわけないのですけれども、今のやつの理由のところ、これそれぞれ理由が反対に表示されているのではないかと。

○6番（注連野千佳代君） 多分ほかのところもちょっとざっと見るとそんなようなところがあったようですけれども。

○14番（山口勝久君） 譲渡人と譲り受け人の理由のところ。

○議長（地引正和君） 高品君、わかる。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今おっしゃったのは議案のところですか。

○6番（注連野千佳代君） 事由のところですか。

○事務局（高品吉朗君） 議案の1ページの事由のところ。

○14番（山口勝久君） ええ、議案第1号のほうの。

○事務局（高品吉朗君） 申しわけありません。事由のところ、
さんの右側が労働力不足というふうになっているのですけれども、済みません、上と下が反対になっておりまして、
さんは農業経営拡大のため、
さんが労働力不足ということでした。済みませんでした。

○事務局長（菊池 博君） 済みません。事務局のミスで申しわけございません。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年6月1日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり後継者もないことから、管理できないため売りたいとのことです。譲り受け人は、自作地に近く、耕作上便利であるため、申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、永地字七反目です。現地を確認したところ、現地は畑でトウモロコシなどが作付けされ、きちんと管理されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 露崎です。説明いたします。

現地調査を6月11日に行いました、5時ごろですけれども。譲り受け人の さん立ち会いのもと、現地を確認しましたが、現地は畑としてきれいに耕作されております。問題ありませんでした。農機具や耕作面積は、事務局が説明したとおりです。皆さんの審議のほどをお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。まず、済みません。こちらに訂正があります。先ほど指摘のありました事由のところなのですが、議案第1号の3の1の譲り受け人の さんの右側にあります事由なのですが、耕作上不便というふうに書いてあるのですが、ここは耕作上便利なためということで訂正を、済みません、失礼いたしました。よろしく申し上げます。

それでは、説明に戻らせていただきます。本件は、平成28年5月23日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のため売買したいとのことです。譲り受け人は、自宅から近く、所有地と隣接しており、耕作上便利であることから、申し出に応じるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は、下泉字畑中下です。現地を確認したところ、現地は畑で草刈りをして管理されておりました。

総会資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で930日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 露崎です。説明いたします。

現地確認を6月の8日の日午後5時ごろ、譲り受け人の さん立ち会いのもと、現地の状況を確認いたしました。草刈りもきれいにされており、特に問題ありません。農機具や耕作面積は、事務局の説明したとおりです。特に問題はありませんでした。皆さんのご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 勉強不足なので、ちょっと教えてもらいたいのですけれども……済みません、16番の石塚です。 さん、大正11年とかなり高齢ですよ。本来であれば、世帯主の さんが補助ということになっていますけれども、そういう場合、 さんが譲り受け人になることはできないのですか。それはできないとすれば、何かの理由だと思うのですけれども、教えていただきたいと思います。

○議長（地引正和君） 露崎さん、わかりますか。お願いします。

○10番（露崎春雄君） これは、お父さんが亡くなったときに、相続で、兄弟なのです、 さんと さんと○ さん。兄弟で、 さんの弟に分筆というか、したやつをとりあえず自分たちで木更津から来て耕作とか草刈りも容易ではないし、高齢だからお兄さんに返すと言ったら、ではお兄さんは買うということでこうなっているのです。とりあえず今は さんが世帯主で仕事はしております。

○16番（石塚康夫君） 質問の趣旨は、買う人は結局大正11年ということは、失礼な言い方ですけども、また登記をし直さなければいけないようなことになりますよね。だから、そうすると本来であればお互いの話し合いの中で兄さんに譲りたいというふうなことであれば、それはしょうがないことですが、効率的に考えたら、 さんのほうに譲ったほうが効率がいいのではないかと、そういうことです。法的な何かの理由があってできないとすれば、そこら辺の理由を教えていただきたいというあれです。済みません。

○議長（地引正和君） 露崎さん、その辺はわかりますか。

○10番（露崎春雄君） とりあえず、だから兄貴に……

○議長（地引正和君） では、高品君にその辺の説明、わかりますか。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。私のほうからとしては、申請が さんのほうから自分が買いたいという希望がありまして、その要件が買う要件として満たされているかということを確認して、要件を満たしていたので、今回審議に上げたということですので、それ以上のことは家庭の事情になってくるので。

○16番（石塚康夫君） だから、参考までにとというのは、万が一そういう場合、非効率的なので、
さんが法的に買うことはできるのかという、それは問題ないのですか。譲り受けることは法的に
は何もないけれども、世帯員であれば問題ない。

○事務局（高品吉朗君） はい、そうです。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年5月23日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、先ほどの議案第1号の3の申請農地と隣接しているところになります。譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のため売買したいとのこと。譲り受け人は、自宅から近く、所有地と隣接しており、耕作上便利であることから、申し出に応じるとのことです。

総会資料9ページの位置図をごらんください。場所は、下泉字畑中下です。現地を確認したところ、現地は畑で草刈りがされており、管理されておりました。

総会資料10ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で930日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 説明いたします。

先ほどの さんと同じ一角にある田んぼというか、今現地は畑になっていますが、面積はここに書いてあるとおり、 さんのほうがちょっと少ないのですけれども、やっぱり相続でいただいたやつをお兄さんに譲るといふか、買っていたいたそうなんです。あとは、耕作面積とか、事務局が言われたとおりでございます。あと、審議よろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の5についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年6月3日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり、労働力不足で管理ができないことから、売りたいとのことでした。譲り受け人は、自宅地に近く、耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことでした。

総会資料11ページから12ページ的位置図をごらんください。場所は、野里字西十二天です。現地を確認したところ、現地は畑で野菜が植えられ、きれいに管理されておりました。

総会資料13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、耕作をしていない農地が1筆あるとのことでした。その農地は、谷津田であり、農業用水の確保ができず、周囲も耕作されていない状況のため、耕作ができないとのことでした。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことでした。

農機具等については、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地区担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替三夫です。6月9日13時、関根芳夫委員と譲り受け人の さん立ち会いのもと、現地確認しました。現地は耕作されており、きれいな状態で、特に問題はありませんでした。私が見る限り、特に問題ないと思いますので、皆さんのご審議をお願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、住所地の担当地区委員として意見を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。先ほど3番の切替委員から報告があったとおり、2人で譲り受け人の さんと3人で現地見ました。場所は、地図を見ると平岡公民館の門のほうに向かって、庭等のほうに向かってすぐ右側です。2つぐらいの場所に、もうかなり膨らんでいるスイカがいっぱいになっていましたけれども、きれいに耕作されて栽培されておりました。あとは、細かいことは事務局のお話のとおりです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の6についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年6月1日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のために農地を売却したいとのことです。譲り受け人は、自宅地に近く、耕作上便利であることから、売却の申し出を受けるとのことでした。

総会資料14ページから15ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字戸台及び金堀谷です。現地を確認したところ、畑は耕作されており、田は耕作と保全管理されており、きちんと管理されておりました。

総会資料16ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、申告書に記載がありますが、そのほかにトラクター、田植機、コンバインは近隣の方から借用し、もみすり乾燥等については同じく近隣の方に作業委託しているとのことです。よって、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で340日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、申告書の自作地面積と借り入れ地面積を合計すると98アールとなり、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。6月16日に譲り受け人の さんが見えまして、現地確認ということで、私ちょっと都合悪くて次の日、17日に、大体わかりますから、見に行きました。場所は、
の位置的には東側です。その一角に家庭菜園的な耕作している畑と、その奥に田んぼが

ありました。先ほど事務局が言ったように、昨年まで借り受けて田んぼつくっていた方が亡くなってしましまして、その後そのままになっていて、ちょっと荒れていましたけれども、何か刈り払ってありまして、将来的には農業がダメなら、農業と言ったって田んぼがダメなら粟でも植えようかなというような本人の発言でした。本人も、　　さんは〇　　の職員OBでありまして、これから帰農して百姓やるのだということで、そんなお話をされておりました。皆さんの審議をよろしく願います。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、同じく市内在住の親族である土地所有者から農地2筆370平方メートルを借り受けし、泌尿器科医院との併用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成28年6月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、県道上高根北袖線、椎の森通りです、と平成通りの交差点から南側、木更津方面に約600メートル、浜宿団地に隣接し、平成通りの下り車線

沿いに位置する周辺が山林、住宅、平成通りに囲まれた小集団の生産性が低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料18ページのとおりであり、建築する建物は、1階が泌尿器科医院、2階が居宅となっております。

排水については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、市道側溝へ放流し、雨水については宅地内の貯留槽にて抑制の上、汚水と同様に市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、中川喜一郎委員。

○12番（中川喜一郎君） 12番、中川です。まず、説明いたします。

6月9日午後1時30分より、
の
氏と現地の確認をいたしました。所在地は、今在原さんが言われたように、多少ダブる点がございしますが、袖ヶ浦市内久保田地先、浜宿団地の南側です。
のほうから姉崎方面に走っていった場合、約1キロぐらいのところに行った道路沿い、今総会資料の19ページにあるように、こういう風景です。市内の久保田地先、
番地の
さんが所有しています。その娘さんの娘婿さんです。現在某医療施設に勤務されている方です。
さん 歳、現在は蔵波台の在住でございます。現在は、ある医療施設に勤務中とのことですが、許可が完了した後、独立すべくこの書類を出しました。あとは、先ほど言われたように整地して2階建て、1階を泌尿器科の診療室に充てるとのことでございます。平成通り、長っ細いというか、370平方メートルでございますが、さつき台病院のほうから姉崎に向かっていくと縦に長いような土地です。そういう医療施設等、目立つ場所でございますので、特に問題ないのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の土地所有者から山林148平方メートルとともに、農地55平方メートルを売買により取得し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成28年6月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波台○ の南側約500メートル、施設○ の西側約150メートルに位置しており、周辺が山林と住宅に囲まれた蔵波台の市街化区域に隣接する第3種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料22ページのとおりであります。

排水については、汚水雑排水は合併浄化槽により処理後、市道側溝へ放流し、雨水についても汚水と同様に市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。6月17日の午前9時半ごろ、譲り渡し人、○ さん、譲り受け人、○ さんの代理人であります有限会社○ の ○ さん立ち会いのもと、説明を受けましたので、ご報告いたします。

現地は、市街化区域の蔵波台2丁目に隣接しており、現在はほぼ更地の状態です。位置関係は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

譲り受け人の ○ さんは、現在 ○ だと思いましたが、親元で同居生活であるために、自己の専用住宅を建築したいとの考えから、その建築に当たり生活の利便性、子供が生まれたときの周辺環境を考慮し、申請地での建築をしたいとのことでした。今回の申請地は、ほぼ市街化区域とも言える位置関係、両側の隣接地においても既に住宅が建築されている現況からも、懸念される点はないと思われま

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

議案第3号 平成28年度第3次農用地利用集積計画（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成28年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の7ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が2件で96.32アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○ さんですが、申請面積は20.42アールで再設定でございます。

公益社団法人千葉県園芸協会理事長、馬淵誠一さんですが、申請面積は75.9アールで新規設定です。

説明は以上です。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成28年度第1次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第1次農用地利用配分計画（案）について議題といたしますが、委員にかかわる案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 ○ 委員退席〕

○議長（地引正和君） それでは、議案第4号については農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から制度及び農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課（篠原太郎君） 農林振興課、篠原と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、農地中間管理事業の制度概要及び議案第4号 平成28年度第1次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。まず、農地中間管理事業の概要について説明のほうさせていただきます。農地の貸借などにつきまして、千葉県知事から指定を受けました、先ほど話も出ましたが、公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県農地中間管理機構として農地の所有者と担い手の間に入り、農地の貸し借りなどをまとめていく事業でございます。

近年の農業を取り巻く環境、従事者の高齢化、耕作放棄地の発生、TPPへの対応など、さまざまな問題が取り沙汰されております。そのような中で、具体的には高齢で農作業ができなくなり後継者がいない、相続した農地を誰かに貸したいなど、農地を貸したいと考えている方と、経営規模を拡大したい、新規就農、新規参入するために農地を借りたいと考えている担い手の方々のマッチングを市町村、農業委員会、農協などと連携協力のもと、千葉県園芸協会が行っていく事業でございます。本議案についても、これからご説明申し上げますが、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した結果によるものでございます。

それでは、第4号議案に係る説明に移らせていただきます。農用地利用配分計画案に対する農業委員会のご意見を伺うものですが、計画案が2つございます。先ほど第3号議案の中で説明もございましたが、農地を千葉県園芸協会から担い手に貸し付けるものでございます。

農用地利用配分計画案の2ページをごらんください。農地の借り受け者は、永地の さん、農地につきましては岩井字京田 番の3,020平方メートルの田を賃貸借により借り受ける計画となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、3ページから5ページのとおりとなっております。

続きまして、もう一筆でございますが、7ページ以降をごらんください。農地の借り受け者は、 でございます。岩井 番の4,570平方メートルの田を賃貸借により借り受ける計画となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、8ページから11ページのとおりとなっております。

以上で2件の配分計画の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔 番 ○ 委員着席 〕

議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認についてを議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案の4ページをごらんください。議案の第5号につい

てご説明申し上げます。

まず初めに、なぜこのような目標及びその達成に向けた活動の点検評価等を行うのかご説明します。それは、農業委員会等に関する法律の一部改正が国会において成立し、平成28年4月1日から施行され、農業委員会は農地等の利用の最適化推進、主に担い手への農地集積、遊休農地の解消、新規参入の支援が必須事務となり、その実施状況をインターネット等により公表することが新たに法定化されたためです。そして、農業委員会は、毎年度目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価をホームページ等で公表することになりました。

議案第5号では、平成27年度の目標及びその達成に向けた点検・評価案について作成しましたので、農業委員会の承認を求めます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案の5ページをお開きください。議案第6号の資料のほうもお手元にお開きください。それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

こちら先ほど議案の第5号でご説明させていただいたように、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことにより、農業委員会は農地の利用の最適化推進が必須事務となったために目標と

その達成に向けた活動計画を作成し、ホームページ等で公表することが必要になりました。このことから、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を作成しましたので、農業委員会の承認を求めます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページ、7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年5月1日から平成28年5月31日までで7件です。

報告第2号についてご報告いたします。議案8ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年5月1日から平成28年5月31日までで2件です。

報告は以上でございます。

その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） どうぞ。

○6番（注連野千佳代君） 済みません。6番、注連野です。ちょっと伺いたいことがあるのですが、これ最初所有権移転の議案ではないですか。所有権移転をしてから、例えば農振除外になるのも届け出しますよね。その例えば所有権移転から何年とか、そういう規定があったりとか、何か必要な条項みたいなのあったりするのですか。

○議長（地引正和君） 事務局から説明できますか。

どうぞ、在原さん。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。まず、3条のほうですと、農地を農地のままになりますので、農振のほうの除外というのはありません。

○6番（注連野千佳代君） では、例えばきょう所有権移転の協議したところなのですが、それも全部農地で、住宅地にするとかいうふうになるわけではない。そういう許可を取れるわけではないということですか。

○事務局（在原浩一君） まず最初、議案の1号のほうなのですが、農地法の3条のほうは農地を農地のままということで、農地を耕作する目的で所有権移転します。先ほど言った何年間とかという部分でいいますと、目安として言われるのが購入後3年3耕作ということは必ず実施するようという指示が県のほうからされています。宅地とかに変更という部分になると、次にある、きょうはなかったのですが、農地法の4条、5条というのが該当になりまして、それについては4条のほうは農地の所有者がご自身で農地以外にするという行為が4条、農地法の5条の許可というのが農地を売買して所有権移転をした後、その購入者が転用というか、家を建てたりするというのが5条になります。その場合ですと、まず農振区域という部分については、うちのほうの事務局に相談のときに、場所とかを見まして、農振かどうかの確認をしてくれと。農振の場合だと、そこが外せるかどうか。外せなければ、当然転用とかできませんので、その確認をとっていただいて、農振だった場合、外す。それをした後に4条、5条の申請を出していただくというような流れになっていきます。以上です。

○議長（地引正和君） 先に農振除外が必要だということです。

○6番（注連野千佳代君） 私が聞きたかったのは、きょうあった事案の中で、多分ずっと農地やるわけではない目的で買ったのではないかなというのがあったので、それはそれで多分いいのかもしれない

いので、ちょっとその辺どうなのかなと思って聞いてみたのですけれども。農業をやるというのではなくて、別のお仕事にするのに買ったのではないかなというのがあったので、ちょっと確認したかっただけなのです。

○議長（地引正和君） どうぞ、在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。買ったということになるので、議案1号の中でということでもよろしいですか。その購入の状況の申請のときに、やはりうちのほう聞き取りの中で、農地を農地として農業やってくださいという話で、やるという話してから、聞き取り、説明の中でも耕作者とか機械とかというような状況を聞いた中で、その聞き取りの中ではやっていくよと。先ほども言ったとおり、うちのほうとしても、当然買った後にそこがうまく使えなかったとかいろいろな諸条件が出てできないとかというような相談も出てくることもあろうかと思えます。その中で、単純に、ではだめだったからいいよというものではなくて、だめだったら、では何とか農地として、農業やるために買ったという前提がありますので、そこである一定の期間として、1回やったらだめでした、でもすぐ言われてもだめ、では翌年はどうしようといったときには、何か自分でやっぱり農業やるといったのだから、対策をしてみた中でやってみてくださいと。3年やっても結局いい方向に進まないよということになると、次の相談も考えられ、ではどうしよう、それではしようがない、活用はとかいう話が出てくることはあると思えます。ただ、今回のこの申請で出てきた案件について、例えばきょう許可になりました、所有権移転になりました、来年すぐ、違うことに使いたいですと言われた場合は、当然ちょっと待って、それは違うでしょうということで、うちのほうもすぐその転用の例えば申請が上がってきた場合には受け付けはしませんし、指導するようにしていきますので、その辺ご理解いただければと思います。

○議長（地引正和君） ほかの目的で使ったら、通報してください。そうすれば、また指導に行くものね。

○事務局（在原浩一君） はい。当然転用目的、農地ですから、転用するということであれば相談が来ますので、そうするといついつ3条の申請で取得しているよというのがわかりますから、いや、話が違いますかという。

○議長（地引正和君） なったばかりだと、なかなかその辺の細かいことがわからないと思えますので、またよろしくどうぞお願いいたします。

ほかに何かございますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） では、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時07分 閉会